

同志社女子大学同窓会《Vineの会》会則

2002年4月1日 制定 2002年11月2日 改正
2003年11月2日 改正 2004年11月14日 改正
2006年11月23日 改正 2007年11月18日 改正
2011年5月28日 改正 2013年11月3日 改正
2019年11月3日 改正

(名称および事務局)

第1条 本会は、同志社女子大学同窓会《Vineの会》と称し、事務局を同志社女子大学広報課に置く。

(目的)

第2条 本会は、同志社女子大学と卒業生の絆を緊密にし、会員の自己啓発および同志社女子大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、同志社女子大学の協力のもとに次の事業を行う。

- (1) 講演会・公演・フィールドワークなど文化・芸術活動の企画・実施および支援
- (2) ニュースレター“Smoketree”の発行
- (3) 同志社女子大学が発行する広報誌“Vine”の送付
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 同志社女子大学・同志社女子大学大学院・同志社女子大学短期大学部・同志社女子専門学校・同志社女学校専門学部の卒業生(2年修了を含む)を会員とする。

- 2 前項のうち、年会費1,000円を納入した者を正会員とする。
- 3 同志社女子大学専任教職員は、賛助会員となることができる。賛助会員の年会費は1,000円とする。

(役員および会計監査)

第5条 本会は、役員および会計監査を置く。

- 2 役員の定数は20名以上30名程度とし、正会員の中から選任する。
- 3 役員の中から会長1名、副会長若干名を選任する。
- 4 会計監査の定数は2名とする。
- 5 役員および会計監査の選任については別に定める。

(役員会)

第6条 役員会は役員で構成し、会長が招集する。

- 2 役員会は、第3条に定める事業および役員会が必要と認めた事項を審議する。
- 3 役員会は、原則として月1回開催する。

(役員および会計監査の任期)

第7条 役員の任期は3年とし、重任を妨げない。

- 2 会長および副会長の任期は別に定める。
- 3 会計監査の任期は3年とし、1期を限度とする。

(役員および会計監査の任務)

第8条 会長は、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときには職務を代行する。
- 3 会計監査は、本会の財務状況を監査する。
- 4 役員は互いに協力して会長を援け、本会の目的達成に努めるものとする。
- 5 役員および会計監査に、本会の運営上著しい支障をきたす行為があったとき、会長は辞任を勧告することができる。

(サポートスタッフ)

第9条 役員・会計監査とは別に、各種事業への助力を目的として、サポートスタッフを置くことができる。

- 2 サポートスタッフは、役員が正会員の中から選出する。

(総会)

第10条 定期総会は、毎年1回開催する。臨時総会は、必要に応じ開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 定期総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告および決算
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 役員を選任
 - (4) 本会会則の改廃
 - (5) その他本会運営に関する事項
- 4 議事は出席正会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。
本会会則の改廃には出席正会員の三分の二以上の賛成を要する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、2019年11月3日から施行する。